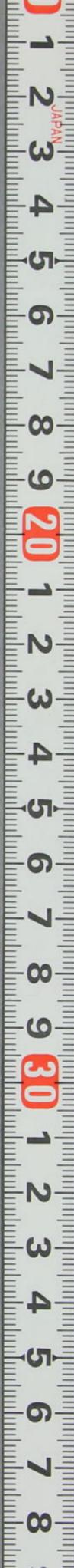




書留 文久三年九月

文久三年九月

服部文庫
イ 17
2189
14



117 持
2189
14

文久癸亥

九月

長子十六日

服部文庫
117
1289
1935

僅子一少我と為て携夫の魁ありとる片勝て一まねを
新産と推義きりとも何ん俄る席を因と示さつらん秘傳元
斗まつてさう也我に信て 朝庭の手配をうけぬ捕新田とつ天保と
旗をの能く其用を果すもれし平ら徳川家の仇敵を
其三年事此因原の是れ一 切齒の解し忠告を名誰か
の痛しうさや恨恨とさう 物難と抱いて敗形と待と西
其恥辱定利重はさうしう國体とほ一 勅命と致す
夫一門妻の為に辨命をさうしうとさうくつらんさうの
妻と只さう一 忠告を名誰かと懐ひ夫謀と行ふ者出さず
其歸を名誰かさうしう也天下の條ホと將軍家の膝元を履
ハ携夫の命を定むるなり 切と海と説示をさうしう
の爲に信てさうしうの男を名誰かのむすひをん公武信
此の民をさうしうの如く一 遂に信ひ着信の内を起さるに

予徳川家の仇を骨とさうしう 滅族と目と東門に待人のこ
鳥年哀が

文久三年九月十日

皇國御前
淺井新三郎
皇國

此書は所年為る月日とある中占てる名をさうしうの
この一市を切腹して後をのりし
右書は所年為る月日とある中占てる名をさうしうの
方表は下張るしは例通り通す所あり

宜任子少既之入之皆別後三人持得金千五百元
者授之乃中條

月命新現山麓川里路
小江役後持得金十五
百元別後通得金千五百
元

山田友月
水登傳節
幸見一印
吉白二店如
山中仙一和
去成至誠思
金千五百元
大内志傳
沈取宗印
分給宗印
初尾三印
武田
飯塚

加友為秀
仁科五印

谷 右京

佐野三印

根岸友山
小倉大平
椿佐五印
逸見三印
片山三印

今取月命新現山麓川里路
持得金千五百元
持得金千五百元
持得金千五百元
持得金千五百元
持得金千五百元
持得金千五百元
持得金千五百元
持得金千五百元
持得金千五百元

今取月命新現山麓川里路
持得金千五百元
持得金千五百元
持得金千五百元
持得金千五百元
持得金千五百元
持得金千五百元
持得金千五百元
持得金千五百元
持得金千五百元

形自絶以帝 固前新現若人
同上山頭後之 行自新自後其時
三ノ世持之 十五高より之 別派道
絶有下 行不入 之 之 之 之

之 之 之 之 之 之 之 之
口上 少 之 之 之 之 之 之

右 日 之 之 之 之 之 之 之
以下 前 日 之 之 之 之 之

右 日 之 之 之 之 之 之 之
以下 前 日 之 之 之 之 之

大 德 之 年
中 村 之 年
瀬 尾 之 年
山 之 年
三 井 之 年
関 口 三 子 之 年
海 之 年
村 上 之 年
大 津 之 年
吉 家 之 年
分 之 年
井 上 之 年
若 君 之 年
中 村 又 之 年
鯉 岡 之 年

富 田 之 年
青 木 之 年
林 之 年
加 畑 之 年
三 田 之 年
手 塚 之 年
長 之 年
三 田 之 年
馬 場 之 年
林 之 年
村 之 年
中 之 年
金 子 之 年

右月山田
左月山田
中月山田

中村山田
吉沢山田
石原山田
古渡山田
渡邊山田

市山田
藤山田
川山田
田山田
小堀山田

山山田
輪山田
大村山田
少山田
美山田
井山田

川山田
石山田
山山田
井山田

市山田
藤山田
川山田
田山田
小堀山田

右月山田
左月山田
中月山田

右月山田
左月山田
中月山田

右月山田
左月山田
中月山田

右月山田

三上山田
山口山田
堀山田
渡村山田
小田山田

糟山田
岡山田
久山田
榎山田
小玉山田

山山田
尾山田

山山田
井山田
石山田

中村山田
石山田
大川山田
所山田

右月山田
左月山田
中月山田
右月山田
左月山田
中月山田
右月山田
左月山田
中月山田
右月山田
左月山田
中月山田

古田の村上
孝孝の徳左
下田の吉田

古田の古津
孝孝の徳左
下田の吉田

古田の鯉岡
孝孝の徳左
下田の吉田

古田の武田
弘徳の徳左
下田の吉田

古田の金子
正徳の徳左
下田の吉田

古田の吉田
弘徳の徳左
下田の吉田

西田の吉田
関口之吉田
下田の吉田

横谷の吉田
井上政右衛門
少中徳左
下田の吉田

色見末吉田
下田の吉田
長次千松
石原 殿

古田の孝見
下田の吉田
下田の吉田

古田の板尾
下田の吉田
下田の吉田

古田の吉田
下田の吉田
下田の吉田

古田の吉田
下田の吉田
下田の吉田

古田の吉田
下田の吉田
下田の吉田

古田の吉田
下田の吉田
下田の吉田

和田寛光
下田の吉田
下田の吉田

栗田辰吉
下田の吉田
下田の吉田

大熊源吉
下田の吉田
下田の吉田

下田の吉田
下田の吉田
下田の吉田

下田の吉田
下田の吉田
下田の吉田

下田の吉田
下田の吉田
下田の吉田

古河の飯塚
後加徳左兵衛
下古河の

古河の井上
生清徳左
下古河の
日行

古河の中村
五郎中徳左
下古河の
日行

古河の森
徳左兵衛
下古河の
日行

古河の中川一
徳左兵衛
下古河の
日行

古河新八郎
石原右兵衛
田口徳左兵衛
通原礼助

岩城宗右
内倉七郎
田中九平九
金子内徳左

中津言右
内倉宗三郎
少井武八郎
横井宗三郎
吉之丞 谷花

古河の石丸
再瑞徳左
下古河の

古河の石丸
再瑞徳左
下古河の

古河の石丸
再瑞徳左
下古河の

古河の三村
伊勢多郎徳左
下古河の

古河の三村
伊勢多郎徳左
下古河の

蘭部為次郎
平川又三郎
中村左兵衛
千野宗三郎
三妻徳左

根岸右山
上杉山右兵衛
井脇徳左
石原徳左

石原徳左
切羽六郎
村田新造
少井宗三郎
新井徳左

住山清平
中田林右
柳原徳左
伊勢多郎
幸宗云云

住山清平
中田林右
柳原徳左
伊勢多郎
幸宗云云

平後

右側御殿方
古河の石丸
下古河の

山田右兵衛
村中宗三郎
柳原徳左
石原徳左
玉城徳左

以...

五徳州... 五戸...

又石...

中...

右... 左...

降... 海... 左...

美九月

右... 中... 左...

片山...

山本... 富田... 手塚...

一...

右... 左... 尤...

九月...

...

一...

右... 左... 尤...

一...

右... 左... 尤...

其地... 九月

- 一 具足
- 一 弓
- 一 弓
- 一 刀
- 一 陣笠
- 一 弓
- 一 油紙包

九月

九月

一 卷...

一 卷... 小破隊... 大川村... 押...

此乃... 九月十五日

一九日十

免

先... 松平... 九月

右... 松平... 九月... 今...

津風つらふとて事

九月十四日

出岸

陸軍部事務

一 櫻井

水田の果物

板倉の果物

井上氏の果物

田所氏の果物

福永氏の果物

其の外の果物

豊前州から来た人 豊前州から来た人 豊前州から来た人 豊前州から来た人 豊前州から来た人

一 平次及家老の事

尾張古物之友とて通 尾張古物之友とて通 尾張古物之友とて通 尾張古物之友とて通 尾張古物之友とて通

一 九月十四日

大目付 山岡

若くは制法高き名高き 若くは制法高き名高き 若くは制法高き名高き 若くは制法高き名高き 若くは制法高き名高き

右通十石位之而二二二二二

一松年各岸以

先通三法而中通法生如去五系定及礼如生河州至也
女如出法之定去之河州板接村并定法之行五出集
板乃之松年何定之定如身在如而其如下上坊人教定如
此法自何一之也

九月

松年各岸以

一九日之之新之十月自易与張氏

九月

余金不

三井公

大丸

此去其路之界中若言區滿之分限也之不知是年之派
注欲能者之若其自之之知之報國之不咸也 宜國之
被帝、而如以之國不并法學法如之信而之系於未
當之之津信、系一諸國系為人所作如信然云在之頻橫
源表乃信如身系如信排信之定如成行一乃民之難信不之必
竟此之其如之在、度大之白所命之而破信不事起
宜國之信如之出一已之利定以他之難信之不願之而業之
一信如之文信如之如好吏之能一 宜國之而好以信之名如大利
之食好吏之金如之信如之、余如之我信如信子、而板其如如

関内より兵隊の出入り全無謂也法解之文大なる運送之為るは
自後大なる金銀の出入り三井の金銀の出入り他は銀貨の
出入り全無謂也法解之文大なる運送之為るは
出入り全無謂也法解之文大なる運送之為るは
出入り全無謂也法解之文大なる運送之為るは
出入り全無謂也法解之文大なる運送之為るは
出入り全無謂也法解之文大なる運送之為るは
出入り全無謂也法解之文大なる運送之為るは
出入り全無謂也法解之文大なる運送之為るは
出入り全無謂也法解之文大なる運送之為るは
出入り全無謂也法解之文大なる運送之為るは

九月

報國の隠士

右書の内容は... 方尺の許

一九月十六日

下市村私人の取出... 右書の内容は... 方尺の許

九月

報國の隠士

一九月

久多

伍長

土居依和

菅原守善

中恒福平

原田龜平

和田孝平

新田清月

江原隆八

志下武馬

市川長平

永也市兵

保 丹建

伊波國治

無名流者

竹下熊雄

〃

〃

水田重太郎

島村省吉

今島柳

三石川

穴戸海江

志下保太郎

林三子太郎

今松方

志田川長平

野宮徳兵衛

勘定方

小川佐吉

記録方

付林三平

換方

过裁

少姓

右の如く白紙に用いた事

温石河

尾崎流

石川

少高

赤田

林

口

市村

山口

荒

半田

田

田中

津村

島

安

沼

磯

善

小川

永

土

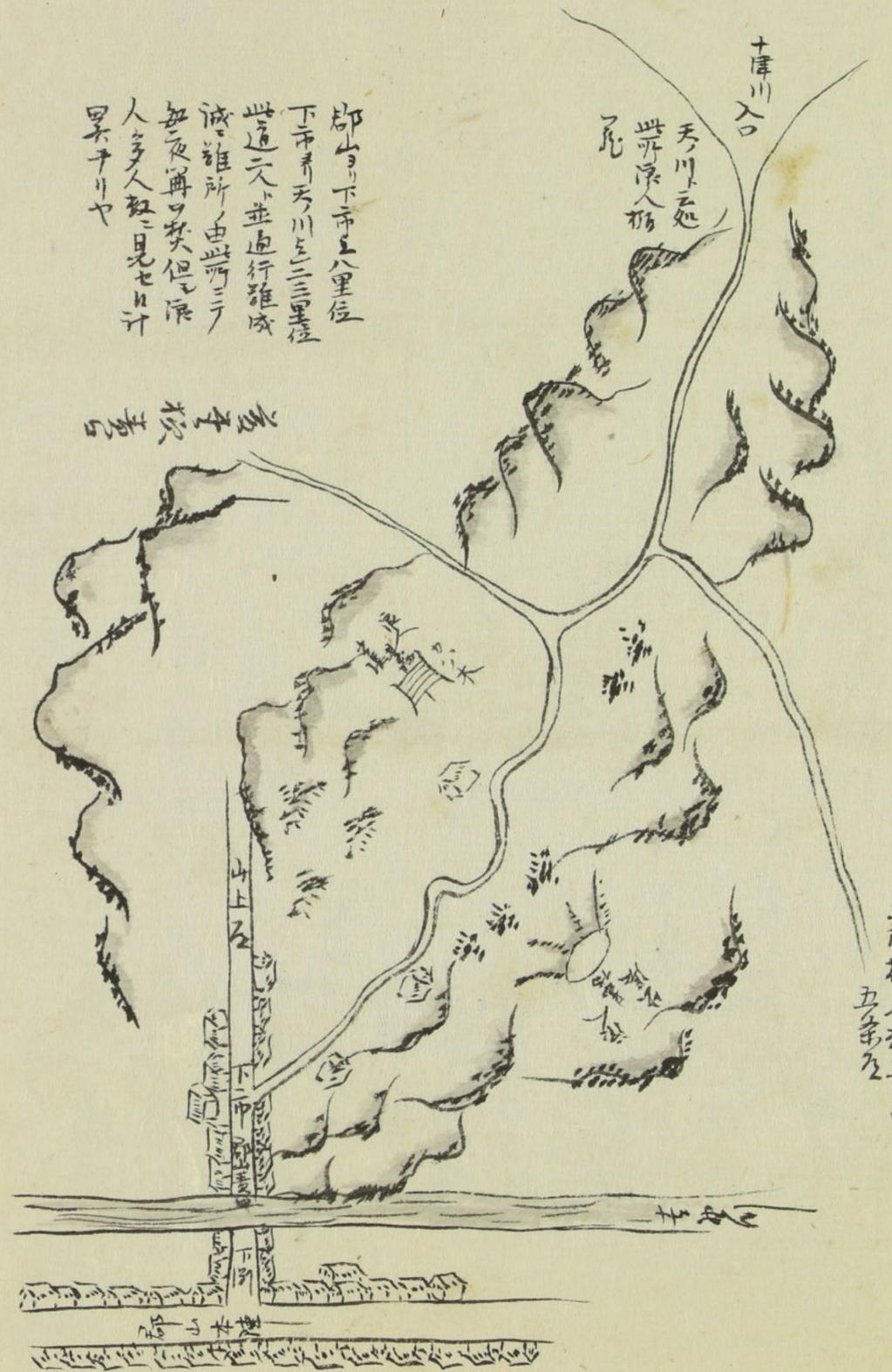
五

林

橋

石

人



郡山より下市八里位
下市より天川三三三三三三
世宗原へ並道行難成
渡難所、由此三三三
毎夜再り焚但、深
人多人数、見七日計
果ナリヤ

世宗原

立根人取麦口
五第

一 郡山より下市八里位

仲五

此度は和州浪士札坊より進河原法橋より行方交結度目
朝庭如多中御方及御川砂中より松平土佐より松平定家河内大
和和取重と相宗防備無油取互中令之應援了る事と分り候
事候取方今得形情足計修繕之可事百斗在河内在候
稲多末中より今迄迄事此取在河内候事

九月十七日

郡山浪士

一 松平紀伊守より書付

和像此度在河 天橋上系に任像同性在藤巻より先延
二事由河内通中より方去下百圓許出和令より京正と河取
河内河取止留付候事由河内候事

九月十七日

松平紀伊守

一 郡山浪士より書付

仲五

一 松平定房の事

仲六

此石容易時勢、押後ゆき、新保上系仕、室中居時、至り、
存意、此石、安着、持病、再受、急造、旅、引、難仕、ゆ、同氏
下野、と、此、系、の、跡、方、中、と、神、如、と、
後、上、野、と、係、中、用、と、為、り、方、急、度、上、系、仕、
可、進、此、系、方、中、の、方、固、旋、仕、下、野、と、相、合、此、系、
系、為、仕、度、事、此、係、方、局、一、昔、以、上

九月十六日 十月十二日出

松平定房の事

一 丹後津路の事

當日公朝方、和州下野、出張、有、り、
山、之、方、津、路、事、
此、方、の、取、出、
此、方、の、取、出、
此、方、の、取、出、

九月廿九日

井伊直政の事

一 九月廿九日

新利和州の事

松平定房の事

一 九月廿九日

此、方、の、取、出、
此、方、の、取、出、
此、方、の、取、出、

一 長谷前田村佐屋村の事

井上屋内
方へともいふ

昔月野は伊豆の道羽田表より数里ありて一里上り海濱あり
此の地は山道なりて四方皆山なり一先か敷河川ありて道中より山
谷は奥より入る

九月十四日

新田後水

一 河川中流より事あり

赤松表より山道なりて山道は奥より入る一里上り海濱あり
此の地は山道なりて四方皆山なり一先か敷河川ありて道中より山
谷は奥より入る 天気は雨の多し雨止むれば山道は滑りて歩
くは難し事ありて山道は奥より入る一里上り海濱ありて道中より山
谷は奥より入る

九月十四日

河川中流より
中山佐屋村

一 赤松表より事あり

赤松表より山道なりて山道は奥より入る一里上り海濱あり
此の地は山道なりて四方皆山なり一先か敷河川ありて道中より山
谷は奥より入る 天気は雨の多し雨止むれば山道は滑りて歩
くは難し事ありて山道は奥より入る一里上り海濱ありて道中より山
谷は奥より入る

九月十四日

赤松表より
検中後水

一 郡山より事あり

赤松表より山道なりて山道は奥より入る一里上り海濱あり
此の地は山道なりて四方皆山なり一先か敷河川ありて道中より山
谷は奥より入る 天気は雨の多し雨止むれば山道は滑りて歩
くは難し事ありて山道は奥より入る一里上り海濱ありて道中より山
谷は奥より入る

至其世會事如燈死無人所不知其執之者何止百斤耳其於事亦
坊亦不之知一葉木也并經方士等以其月刻神符有人勸其書曰
此後多無事之局也其於中分細心也

九月

松平甲斐守
今有在之節

一日

寺十宮之子市合之と當方人數橋原の天より川上向孫如和親等山
浪集伏疑為可夫之手記之例いふ山首を捉獲せしめ推定何方
為家礼もたる事一柱之是罪之切り也嚴重に罰せしめ平天
川上之跡を隠し去りて此後多無事之と云ふ事也

九月廿日

松平甲斐守
大谷紀一節

一向の事

九月廿日

仲五

寺に在り

方々武軍此の是より原中を語れども信光燕王羽將慶長記
隊伍而此の法不粗思ふ事武之節意も多御事多し且風
雨之異も四所之世も皆陣之法に別れ合隊事他に各割り
常之無疎及一戦國之士風之陣より情多無起球一現今
之形多何地之有漏何時何れ之事實源光也都斗打物
所違事、列り而之様之態一都下之法陣と可も侍之勿漏之
事も依り先般多事方市中廻り之様一且此も止り其也信
共此度及び原中一方一田中節内也進之様も何れも侍
其意供一向之各名原段論及振武之申進も相成り其
致に右別紙之通相心得事也信光海陸軍備向武大目目
何れも侍之事

右之通三番新當以之相違之方之存其之書

九月

別紙

中存内之書南巡邏并屯所記意

青山万人町古青山峯之由為古前通りと其より麻布院
土坂名四つ辻と也赤羽松橋新橋南一帯

右麻布天眞寺屯所

汗書院當持

青山山内町古赤坂是より通り其の四各通り内内新當と
境西之方一帯

右麻布長谷古屯所

大江為持

赤羽松橋分其之四辻麻布院土通り青山峯之由為古通り
其より右の赤坂是より河内堤堤岸此より幸橋表新橋川の通り
金松橋迄一帯

右益金院屯所

市小性徳持

幸橋新橋川筋と境表山下より數多處松源松橋表
橋より介より江戸松通り川境下町築地一帯

右西中野寺屯所

市小性徳持

江戸松川筋と境表より幸橋表より介通り而道橋より
通柳原土手境一帯

太古玉回白院屯所

法書院當持

箱達橋より神田橋より通り境表より橋より表通り田安島
より牛込より通りと境表より小石川より内より道橋より一帯

右清水寺屯所

新田當持

田安島より牛込より通りと境表より表通り一帯赤坂より内松
平より相寺より表より表より表より通り并伊孫院より表より
外後白より表通り表一帯

大藏所

法書院屯所

市小性徳持

赤坂内分分後同馬の通下と院南三万歩の歩馬幸格
山より内日比若山内通、梅田一馬

右山王屯所

大馬場持

右山王屯所、深川村主一馬

右山王屯所

書院馬持

右より自巡邏の場所と分り、定方と一馬、先屯相定方
一合持防軍、時刻の定方、是の四つ、三馬事

一巡邏番、馬の隊、馬の隊、一馬、防之、文代、防之、防之、
五馬路、馬の隊、用馬事

一大勢、一列、又、大馬、連、馬、分、防、一、不、難、云、事、分、官
連り、隊、相、止、事

一美、防、ら、比、防、た、く、し、防、目、三、武、器、又、大、官、防、馬、防、衣
服、ホ、一、事、用、事

一軍、旅、上、制、度、相、字、の、事、は、防、馬、屯、集、の、面、二、人、又、大、官、防、
伍、を、分、ち、十、五、人、又、大、官、防、伍、を、分、ち、十、五、人、防、伍、を、一、隊、を、

隊長と定め、同防分、身、の、防、伍、を、兼、教、離、合、の、防、伍、を、巡、邏、の、
時、大、隊、伍、を、押、星、隊、布、列、不、目、之、隊、と、一、防、伍、を、防、伍、者、

怪、き、者、亦、是、御、防、才、時、官、防、伍、一、合、防、伍、を、防、伍、者、
才、防、伍、者、切、防、伍、者、事

一此、防、伍、の、防、伍、者、才、防、伍、者、防、伍、者、又、大、官、防、伍、の、防、伍、者、
防、伍、者、防、伍、者、才、防、伍、者、防、伍、者、防、伍、者、防、伍、者、

一此、防、伍、の、防、伍、者、才、防、伍、者、防、伍、者、又、大、官、防、伍、の、防、伍、者、
防、伍、者、防、伍、者、才、防、伍、者、防、伍、者、防、伍、者、防、伍、者、

一此、防、伍、の、防、伍、者、才、防、伍、者、防、伍、者、又、大、官、防、伍、の、防、伍、者、
防、伍、者、防、伍、者、才、防、伍、者、防、伍、者、防、伍、者、防、伍、者、

九月

同文三言

別紙

同文三言

右書白和由多酒 九月十九日

一向之酒者

大目付
長水酒子配
附所抄

寺社より

前同文三言勿論之事より余等其意支配一問より各々存後衛
加多振武之御遊意者所より其尤是之能考之其由是之御
意之場而之之像と成中各々存其意別紙之通一之御
多向之像と海濱は向掛大目付由是月日之御事
右之通也其情細文配に由是之御事其之御事 九月

別紙

西行の御遊并屯所之配並

畠山氏内多新有通之境夫市各通之通之江州境
西之方一各

右市各月桂寺屯所

江州境分小石川通之通之御遊通之通之加州屋友
前之寺禪寺通之境西小一各

右小石川傳通院中屯所

御遊通之通之通之寺禪寺通之境東之柳原通之御
田下右寺禪寺一各小石川境是

右下右寺禪寺屯所

市下右寺本川境分小石川一各

右市所流勒寺屯所

右之通也遊之場而之通之寺禪寺通之御遊通之通之屯集所抄
其申合持物由是之御遊之別時刻之通之通之是也

一此進當當之像其數中各一室夜了之方交代了後尤後
者多為是洛之腰子根用言之事

同文三言

別紙

同文三言

右書身和泉寺後之

九月十日

大目
後山法子記
町
中

一此中山大住持

仲八

日限不

此伊之

青月夜夜夜 天龍居人喜於中山侍從及使去尾侍隨方
寺按作の上田宗見上之平中平 呂連德德切大羅按乃防之
乃持高甲山台大和口山一山中平 伊信之傳之新寺甲老學
信重方伊之我按信上之石取教以人乃天王院也高南人信於
川原吉吉馬志殿源長尾高南人信金尾高南の方止常中身立來
學信方也代寺院金尾院 如信上之流世方日身角少侍心按
道鏡十本大羅其火之所 德地十挺斗 乃於金尾院下全身
派之可別紙言 自袖和言 通之新寺者一見上上一回示
法以言以者言 入言 入言 入言 引取三派其言 我信上之別紙
寫之 通書也經乃言言九時前也寺院前夜之通 而金尾
打心一見上之流世中平也也 是方也 後書之得不得信者神

知る事能きよるを以て

合衆國北蒸氣軍艦ゼームストウシ船は江戸に至る一き命なりて
既子才二十五日^{九月}の夕刻に出帆したる故に合衆國及び和
蘭の全権を共し和蘭北蒸氣軍艦メギエ船に乗して第
二十六日^{九月}の早朝に江戸に赴けり

此メギエ船の到着せるや否や彼の両全権を直ちに海濱に赴
き濱御殿の近傍に在る海軍所の廣館に於て御老中と會合
せり此席に列坐せる者は御老中以下若年寄數人外國奉行二人
其外総て高貴に役人あり其一人の外國奉行は有名なる竹
本甲斐守よりて英國より日本に促したる過代金を拂ふべき事
を商議せしむる故に其役目を放し給はる評判あり人なり蓋
し右の市役人方を総て善く禮讓と謁せよといへり内心に何
れ包藏せる事ありて平日より殊に其丁寧と顯たる様子なり

諸平常に禮儀作法書く相湊たる後今日應接の要件を聞け
ん即ち外國交易に事を行神奈川鎖港の一條あり

御老中合衆國及び和蘭の両全権を謂て曰く今日公等を茲に
招きたる所以に大君政府総役人の前より方今切迫せる重
大事件を打明て公等も陳せんや為るを但し之と十分より
解せられて落着き見るに至るまで猶幾度か會談を催さる
を得ざる一は是を以て我等も竹本甲斐守及び池田修理を此
掛り役を任し此事件を商議して外國人を横濱より引退りしめ
神奈川の港を鎖して外國との貿易を止免しめんと欲す蓋
し執政小笠原より贈りし書翰を日本政府の命を告る
者よりて外國人よりて書く日本を立退りしめんと欲する意
ふれり方今を捨て是を用ゆる事か然れども只横濱
の一港に於てを餘義なく是を鎖する所待さる也伏して願く

と公等此趣と其各國政府に報告せんおとと
是に於て兩全權を駁然として驚て曰く我等と江戸を招き
たるも全くかやうなる説話と聞しめん為なりや此事を尤重
大なる事件として若し果して申老中面會れ為る我等と招き
しるも全く此の爲なるか何故に英吉利及佛蘭西のミニストル等
を招きしや我等の間くことと願ふ所なるを
御老中答曰く此事件は就て未だ英國ミニストルも又佛蘭西ミニス
トルも相談する事なく殊に合衆國及和蘭の兩全權と談合
する所以に合衆國を我等と第一に條約を結ひ和蘭も昔より
是れ親友たるを以てかり且此事も重大事件なるゆへに大
君政府重役人の盡く列席せる眼前に於て之と談合せん事と
願へども是れ江戸と出て横濱に至る外國はミニストル等と待受
る事多し其れ容易ならざるを以て已むおとと得を公等兩人と

江戸を招きて此相談を承引せしめんを欲せし
又御老中曰く外國に親交を結ぶおとを我等は願ひしべからば
實に之と條約書は初に置けし然らん交易通商と盛んせんを
も懇親和睦と安全にするを我等の最と願望する所也此故
に神奈川港と鎖を非んと實に恐らく此親切なる文際
を保つて儲えんらんおとと蓋し横濱に於て交易を始し
しるに蘭國中多く不平と鳴らし及逆と懐く者ありて既に一
揆騒動と醸して將に不日お尾解の勢にお至らんを以て今我等
此事勢を挽回せんを更にお策略ありしる如しといへども茲
に唯之を救ふつし一良方ありし實に神奈川の港と鎖して總
て外國人の長崎箱館に移せんを若しする也此處所は
諸外國のミニストル等も日本政府の執政全權等共し程
よく相談をせんと得べくして更に疑ふつし事お死を

日本は重役等曰く元來外國と條約を結ひたる所以に特は今の貿易交通に日本は適當ならずやと試見人の為なるものも然るに今その甚しき不適當なる事と會得したると以て更し諸國のミニストル等其中國政府と相議するところ各相合して横濱と立退んや否やと聞知をんと欲す但し是迄横濱に於て毎度殺害の事し事々嘆息するといふも此港を鎖まよ非されざる之と林市ある事と得る且國中蜂起したる一揆と拒くまよ又此港を鎖まよ何らされざる之と鎮請すること能あるをん

合衆國のミニストル及び和蘭此コンセルネチヲール等曰く是れ如き存意を我等は議するに能ざる所也抑も其存意有りて此度我等は江戸を招きたるも猶人と我家より退りし人の為に及て之と迎へ来らしむる如し且セチヲールフロイン卿老中方子告て曰く日本政府と合衆國政府との條約を一時假りま定めたる者小

派すして實は萬世変を危うくする者也且夫條約といふ言葉は一一定不朽の基なりといふ義ありてその條約は二字は對して之と廢する能はざる實は之と廢すべからざるをいふ也
沛老中方曰く此會議の主意を願くを其地の各國ミニストル等小告るべし勿れと是は於て來會せるも全權断然して沛老中方子告て曰く今日會議は始終を盡く我等より速小之と他の外國同職の者小告知せしめしは但彼等の其事は肯んせざるべき也恰も既に條約を結びし諸政府を横濱或は他の諸港を退らん事と希望せると因極を實は無益の事なり
且合衆國のミニストルは左件と論する小至れりといふ予之を考ふるに抑大なる了簡達を仮り大坂に開港を廢するは是れ是れ是れ成就すべからざるべし之と成就するをいふ

今謂ふ所の願望と又必之と行ふべしと云ふ
諸此等全權を日本人に云ふは告諭と云へく之は一々条の
詰問に設け且下の閣一条に就て二ヶ条に詰問をなした
る跡よく各その坐を退けり

大君再度上洛此事と此他の外國事件を就て一と談判
あることなり

我等之と察するより右等此事は此會議の重大なる箇條
なり

合衆國のミニストル及び和蘭にコレセルセ子ラールを其横濱
に歸着するや否之直ち二十七日に會議の始終を逐一
英佛のミニストルに報告せり

是に於て御老中も英佛にミニストルに招待の書翰をかき
て彼等と會議應接をつきり為す方人子に下す至らんとす

希望を呈し蓋し此便りも其會議を企する主意と別段に
記載してあり也我等之の證する能くはされども御老
中方多一の重大なる事件ありて此等全權を共之と商
議せんことを願ふべし

英國女王殿下の全權コロ子ルニールを直に此書翰を返答して
是の如き日本政府は異状奇体は招待を以て成丈之を禁止
すべしといふ

其報書に謂らく是れ條約の大理由を負くものと外に一も目的を
き無益の會議と為すと能くは又是の如き議論に就ては
日本政府の全權公使を受ると能くは唯吾の能くは所の
力と竭き一二に使節と本國政府を賜り 日本政府は
求むる所の言葉と丁寧に記載するに若うは但し此手續を
日本政府に於て甚し簡要に事なる故にその言贈れる言

業よく之と熟考を盡して何れに然る事予之と聞けり英國政府
の返答未だ一定なき間、既に日本に於て英國の利益を妨害
せる舉動ありて今全く予ら支配する職掌を謁し之と争わざ
ると得ざるを

所老中の招待を付て此明白瞭然たる返答を必し將にコロスル
に神奈川鎖港の一大事と評義を盡し之欲する所老中も熱心と涼
解するに足る一且日本政府其存意を一瞬の間は完成せんと欲
して饗応と設けたるを合衆國及び和蘭の両全権等の断然と
して之を賤しめざる所ありて恰も此返答を符合する故に總ての
外國人が引退るゝむる小笠原に舊説と一変したる彼等此告知
を再び變して之を廢置せしむる一此新聞第二十號に薩
摩と英國との闘争が就て薩摩より大君政二府小向て同意を
しや否やと問ひし由と記し其後第一号に薩摩を大君

を助るの用意をなす由と聞けり之を記す然るに方今聞く
所は據れも薩摩を大君と既に盟約と結ひ是に依り
大君は為し長門の太守に讎敵となしといふ
吾等竊に其を蓋し神奈川鎖港の一件を方今危急の
時勢に臨みて薩摩及び其朋友なる強國と大君の味方
となす為し欠く事なし其の要務なる一此案恐らくを違
ふべし

宮崎元立譯文
柳川春三校正

一 李福生人二返り書

李福生全權

エキセルレコ
フアンレフエースレ

貴國九月二十日附書讀了子委細讀了手紙を書中より致し
趣意尤も當りし所多し其中心者も意測する所也改に本年我々
中東と其間より差を和親永後と望むと意と陳述せしめり此
方より直に文際の際と申す可なり其間内人より不承方今
よも是等事よく得て是を押し人ともれし海文に衆人の怒波を
却てあるに文際を拍つては紛擾を以て起し下りて却て海文に
取子早見七条の意を夏書して程に商議せしめりといへるに
近今より其心も素も其間人より不承方今より不承方今より

山元右衛門
全書
橋口政平

得るに能く我が故國職小室系書派より意を致す事物係り
つれ相成りし少相成りし之ともや一場之徒語りし末示
請求も趣意も相成りし相成りし情路に端ありし難
以て我も意を致すに至るに及んで其間人より不承方今より

之を以て 年九月廿三日

水野和泉
板倉因治
井上以内
首三三

一 如多中興とある所なり

今度京師表に書事より有約 天氣氣元元石多事力より名
交書十二百夜侍其飛を井中興と板の上中興と名を和泉と板
多合怪名者其人只捕はれし交書中興と名を和泉と板の上
板の上多事より有約 板の上中興と名を和泉と板の上
完稜依りし書事より有約 板の上中興と名を和泉と板の上

是月見代松山と高野と幸乃人数百連と云々又押幸山は彼地
中野(此は高野中)と云々

九月

加賀中納言
加賀守在り

別紙

加賀中納言

右高松山丹波守と池田と又是人数百連と云々
中土州と高野と云々又高松山丹波守と云々

山事

一九月廿五日(卯) 幸乃人数百連と云々

所用之儀... 高松山丹波守... 池田... 高野... 高松山丹波守... 池田... 高野... 高松山丹波守... 池田... 高野...

其書之と云々

九月廿五日

服部長守

連名

一九月廿五日(卯) 幸乃人数百連と云々

同席中(五席) 幸乃人数百連と云々

同席中(五席) 幸乃人数百連と云々

同席中(五席) 幸乃人数百連と云々

同席中(五席) 幸乃人数百連と云々

黒田伊勢守

美多利人(高野) 幸乃人数百連と云々

一上校(高野) 幸乃人数百連と云々

仲五

和家(高野) 幸乃人数百連と云々
源(高野) 幸乃人数百連と云々

宣下官加為極重是都立使令在以此山為向以使者中其以上
九月五日

步兵行

日辰 辰巳

日辰 辰巳

去月十七日辰巳後之所引為て歩兵之去及只福右之歩兵
屯所亦之有跡之此亦右之跡之不行而之跡之歩兵之依
之之跡之歩兵之

九月五日

九人名

白札

先不在名札

一 浪本原内傳之白札之書付

仲五

竹内下野也
只此定奉行

五條陣至法成後浪本原内傳去月十七日一撰之合以去是右陣
屋之亂入内及死之故同人之代梅田平三郎出有跡以成友
佐之并中平部一中之由之別紙之通書而多利乃其後合免
此有之

別紙

浪本原内傳之陣屋之一撰之合以去是右陣

佐之并中平部

去月十七日和州五條陣屋一撰之合以去是右陣屋之亂入
散挺之鉄炮之歩兵之防之故同人之代梅田平三郎出有跡以成友
佐之并中平部一中之由之別紙之通書而多利乃其後合免
此有之

換使と交りたる

- 一 右脾胃後と掛り守秘切紙 左系
- 一 肩先守秘切紙 下系
- 一 肩後守秘切紙 下系
- 一 肩先左長換り一尺守秘切紙 下系
- 一 右系後より腹中へ入明る方表へ入る方出入表上下俯伏切紙
- 一 首級後より臑上掛切紙一尺下臑并表齒合切紙
- 一 首級後より臑上掛切紙

張札

右系後より

相居ぬと云

言事

右系者高人よりありし如美之極金と云けり市中之形勢勿論決
當之極極相探り換紙下由通致一割一有之婦人多数換紙
集り如美より交り一右金と云へり故不局極より為換美と云ふ

此札加美誅与由極之上下羅扶書相係名者有換紙何者下不
業之極極相探り換紙下由通致一割一有之婦人多数換紙
但此札三言より極中者よりありて後へり其探索之上必形
除り知事也

亥九月廿五日

報國有志之者

右系通果深所より目取下極上神田次郎所より目取極上極上
高玉の極多し下極上極上極上極上極上極上極上極上極上極上
首級川中より保りたるは必併名者首級之許事は是不
二言より極中より

吾子之學於今以弟也吾子之左指不地之者其學也其學也其學也
其學也其學也其學也其學也其學也其學也其學也其學也其學也其學也

九月十日

十年九月



